(平成24年 1月25日

 告示 第 3 号

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗等の出店に関し、当該大規模小売店舗等を設置 しようとする者等との事前協議手続きを定めることにより、地域社会との調和を図 り、その周辺地域の良好な生活環境の保全及び安全で快適なまちづくりを推進する ことを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第2条第1項に規定する店舗面積をいう。
 - (2) 大規模小売店舗 法第2条第2項に定める大規模小売店舗をいう。
 - (3) 中規模小売店舗 一の建物(一の建物として大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)に定めるものを含む。)であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であるものをいう。
 - (4) 大規模小売店舗等 大規模小売店舗及び中規模小売店舗をいう。
 - (5) 事業者 市の区域に大規模小売店舗等を新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗又は大規模小売店舗になる場合を含む。以下同じ。)しようとする者、現に大規模小売店舗等を設置している者並びに大規模小売店舗等で小売業を行おうとする者及び行っている者をいう。
 - (6) 近接住民 大規模小売店舗等の出店予定地及びその予定地に接する地区に居住し、又は勤務及び通学する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、大規模小売店舗等の新設及び事業活動等において、都市計画等との整合を図るとともに、近隣の環境を保全し、安全で快適なまちづくりが確保され、地域社会に貢献するよう最大限の努力をするものとする。

(大規模小売店舗等の事業者の届出等)

- 第4条 事業者は、大規模小売店舗等を新設しようとするとき又は大規模小売店舗等において新たに小売業を行おうとするときは、出店計画届出書(様式第1号)を2 部市長に提出するものとする。
- 2 前項の届出は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日のうち最も早く到来する日までに行うものとする。
 - (1) 大規模小売店舗 次に定める日の3月前
 - ア 法第5条に規定する大規模小売店舗の新設の届出予定日
 - イ 農地法 (昭和27年法律第229号) 第4条又は第5条の規定による許可申請の予 定日

- ウ 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の規定による許可申請の予定日
- (2) 中規模小売店舗 次に定める日
 - ア 前号イ及びウに定める日の3月前
 - イ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項に規定する建築確認申請の 予定日の3月前
 - ウ 開店予定日又は店舗面積を増加して営業を始める予定日の4月前 (変更の届出)
- 第5条 前条第1項の規定による届出を行った事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく変更届出書(様式第2号)を2部市長に提出するものとする。
 - (1) 大規模小売店舗等の名称及び所在地
 - (2) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(大規模小売店舗等で小売業を行おうとする者及び行っている者のみの変更である場合を除く。)
- 2 事業者は、大規模小売店舗等の店舗面積を増床しようとする場合であって、当該 増床によって増加する店舗面積が次の表の左欄に掲げる店舗面積の区分に応じ同表 の右欄に掲げるものであるときは、変更を行おうとする日の8月前までに増床変更 届出書(様式第3号)を2部市長に提出するものとする。

大規模小売店舗等の店舗面積	増加する店舗面積
300平方メートル超え、1,000平方メートル以下	100平方メートル以上
1,000平方メートル超	店舗面積の1割以上に相当する面積

(協議)

- 第6条 市長及び事業者は、第4条第1項又は前条第2項の規定による届出及び出店 について協議を行うものとする。
- 2 市長は、必要に応じてその地域の生活環境保持の観点から届出内容について指導 又は助言を行うことができる。
- 3 市長は、第4条第1項又は前条第2項の規定よる届出及び第1項の規定による協議を行ったときは、駒ヶ根商工会議所へその旨を通知するものとする。

(近接住民等への周知及び説明)

- 第7条 事業者は、第4条第1項又は第5条第2項の規定により届出をするものとされる事業(以下「届出対象事業」という。)を実施しようとするときは、近接住民に対し、あらかじめ当該届出対象事業の内容を周知し意見を聴取したうえで説明会等を行うものとする。
- 2 事業者は、近接住民以外の者から届出対象事業について説明の要望があった場合 は、誠意をもって対応するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、前2項の規定による周知及び説明等を完了したときは、近接住民周知報告書(様式第4号)を、市長に提出し当該周知及び説明の内容を報告するものとする。

(開店の届出)

- 第8条 事業者は、大規模小売店舗等を開店(店舗面積を増床変更した場合を含む。) したときは、速やかに開店届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。 (連絡協議会の設置)
- 第9条 大規模小売店舗等の出店に関する重要事項について調査審議するため、庁内 に駒ヶ根市大規模小売店舗等出店に関する連絡協議会(以下「連絡協議会」という。) を設置する。
- 2 連絡協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 大規模小売店舗等の出店計画に関すること。
 - (2) 法第8条第1項及び第9条第1項に規定する市町村の意見をまとめること。
 - (3) その他大規模小売店舗等の設置に関する重要事項に関すること。
- 3 連絡協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 民生部長
 - (3) 産業振興部長
 - (4) まちづくり推進部長
 - (5) 教育次長
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 4 連絡協議会に座長及び副座長を置き、座長には産業振興部長を充て、副座長にはまちづくり推進部長を充てる。
- 5 連絡協議会に幹事会を置き、幹事会に関する事項は、別に定める。
- 6 連絡協議会の事務局は、産業振興部に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。ただし、現に施行日前において法第5条の規定による届出、農地法第4条又は第5条の規定による許可申請、都市計画法第29条の規定による許可申請若しくは建築基準法第6条第1項に規定する建築確認申請のいずれかの届出又は申請が行われている大規模小売店舗等の出店に係る事前協議には適用しない。